

那覇市公共測量作業規程

「那覇市公共測量作業規程」は、下記の申請に基づく、作業規程準則(平成 20 年国土交通省告示第 413 号)の読替により適用を行います。

那建道管第 269 号
平成 23 年 2 月 17 日

国土交通大臣 殿

那覇市長 翁長 雄志 印

公共測量作業規程の変更承認申請書

平成 14 年 12 月 18 日付け国国地第 1340 号で承認された那覇市公共測量作業規程を別添のとおり変更したので測量法(昭和 24 年法律第 188 号) 第 33 条第 1 項の規定に基づき承認を申請します。

計画機関	担当課(送付先)	計画機関所在地	準用規定
那覇市	建設管理部道路管理室 管理 G	〒900-0004 那覇市銘苅 2 丁目 3 番 1 号 TEL098-951-3237	作業規程の準則 (平成 20 年国土交通省 告示第 413 号)

別紙

那覇市公共測量作業規程

那覇市公共測量作業規程は、作業規程の準則（平成 20 年国土交通省告示第 413 号）を準用する。

この場合において、準則の第 1 条第 1 項中「準則」とあるのは「規程」と、「第 34 条」とあるのは「第 33 条第 1 項」と、同条第 2 項「準則」とあるのは「規程」と読み替え、「規程は、」の下に「那覇市が行う」を加える。

第 2 条中「公共測量」とあるのは「この規程を適用して行う測量」と、第 3 条第 2 項中「準則」とあるのは「規程」と、第 5 条第 3 項第二号中「準則」とあるのは「規程」と、第 7 条中「準則」とあるのは「規程」と、第 8 条第 1 項中「準則」とあるのは「規程」と、第 17 条第 1 項中「準則」とあるのは「規程」と、

同条第 2 項中「準則」とあるのは「規程」と、附則中「準則」とあるのは「規程」と、附則中「平成 20 年 4 月 1 日」とあるのは「承認日」と、それぞれ読み替えるものとする。

国国地第 914 号

公共測量作業規程変更承認書

那覇市長

平成 20 年 2 月 17 日付け那建道管第 269 号で変更申請のあった那覇市公共測量作業規程は、測量法(昭和 24 年法律第 188 号)第 33 号第 1 項の規定により承認する。

平成 23 年 3 月 4 日

国土交通大臣 印